

# 厚生委員会記録

開催日時 平成23年6月30日(木) 13:03~15:14

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

高柳 忠夫 委員長

小泉 米造 副委員長

井岡 正徳 委員

小林 照代 委員

畠 真夕美 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

藤本 昭広 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 杉田 健康福祉部長

西岡 こども・女性局長

武末 医療政策部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

《平成23年度議案》

議第34号 平成23年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(厚生委員会所管分)

報第1号 平成22年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成22年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(厚生委員会所管分)

平成22年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(厚生委員会所管分)

報第4号 平成22年度奈良県病院事業費特別会計予算繰越計算書の報告  
について

報第 8号 財団法人健やか奈良支援財団の経営状況の報告について  
報第 9号 財団法人奈良県交通遺児等援護会の経営状況の報告について  
報第19号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告につ  
いて

平成23年度奈良県一般会計補正予算（第1号）

（厚生委員会所管分）

（2）その他

**会議の経過**

○高柳委員長 ただいまから厚生委員会を開催いたします。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託をされました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告には正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査の結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、付託議案について、健康福祉部長、こども・女性局長、医療政策部長の順に説明を願います。

○杉田健康福祉部長 私の方から付託議案についてご説明いたします。

大きく分けまして予算関連と、そしてあと、健やか奈良支援財団の業務報告と、2つのご説明いたします。時間も限られておりますので、簡潔に説明いたします。

まず、お手元に「平成23年度6月補正予算案の概要」の5ページ、震災対応関連といたしまして、健康福祉部、歯科衛生士の派遣を行うこととしております。これは10月まで行いますが、避難所における口腔清掃指導などを行うものでございます。

続きまして、11、県政課題への対応、まず、県立障害福祉施設のあり方検討でございます。登美学園、筒井寮とも老朽化が進んでおりますし、また障害者のニーズも日々刻々変わっておりますことから、それらに対応して機能、運営方法についてあり方を検討するものでございます。

次に、1施設1品づくり促進事業でございます。これは、障害者の授産施設が特色ある商品を開発できるように、コンサルティング等の支援を行うものでございます。5施設を予定しております。

次は、「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」の20ページ、繰り越しの報告でございます。4款健康福祉費でございますけれども、まず、社会福祉総合センター施設整備事業でございますが、これは橿原市の社会福祉総合センターの案内板システム等の更新を行うものでございますが、2月補正のため、工期確保のために繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、障害者グループホーム等整備補助でございます。これは、事業主体が整備する場所が市街化調整区域内にあるため、開発の事前協議に時間を要したことによる繰り越しでございます。

次に、障害者施設整備費補助でございます。これは大和高田市の青垣園の整備を行うものですが、周辺への騒音配慮のための工事に時間を要したことから繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、県立障害福祉施設整備事業でございます。これはリハビリテーションセンターの利便性を高めるため、駐車場から玄関までの工事を行っておりますが、これも12月補正のため、工期確保のために繰り越しをお願いするものでございます。

次に、介護職員のたん吸引研修体制事業でございます。これは2月補正で当初繰り越しを予定しておりましたが、事業の進捗が円滑に進んだため、平成22年度中に執行を行ったため、繰り越しはなしとなります。

続きまして、老人施設整備費補助でございます。これは、特別養護老人ホーム3施設、いずれも地元調整等の時間を要したため繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、介護基盤緊急整備特別対策事業、これにつきましては、小規模多機能等6施設につきましては、事業のおくれに伴い繰り越しをお願いするものでございます。

21ページ、5番、救護施設整備補助、これは先ほど申し上げました大和高田市の青垣園に救護施設の整備を行っておりますことから、あわせて繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、28ページ、事故繰り越しの報告でございます。健康長寿文化づくり推進事業でございますが、これにつきましては、県民への効果的な情報伝達のための調査委託を行っております、報告書の作成が震災の関連で、紙、インクの調達に支障が生じたため、事故繰り越しとなったものでございます。

続きまして、医療扶助、オンラインレセプト化事業でございます。これは、事業の実施体、富士通の製造工場が福島県内にありまして被災したため、納入におくれを生じたもの

でございます。

そして、厚生委員会資料、地方自治法179条第1項の規定による専決処分の報告でございますが、1ページをお開きください。これはいずれも震災関連の専決処分のご報告でございます。

まず、社会福祉施設職員等派遣事業でございます。これは当初厚生労働省が全国的に被災地の社会福祉施設等の要請に基づき、専門職員を派遣するよう準備しておりまして、県でも予算を計上して準備をしておりましたが、現時点では被災地からの要請がなく執行はしておりません。

続きまして、災害救助法による救助に係る補助事業でございます。

これは、本県に避難した方が避難所と位置づけられる施設に避難した場合、災害救助法の適用になるということで予算計上をしておるものでございます。平成22年度措置分で、今執行しておりまして、平成23年度分は現時点では執行しておりません。

以上が健康福祉部の予算関連の説明でございます。次は、健やか奈良支援財団平成22年度の業務報告書と平成23年度の事業計画書の2冊がありますので、業務報告と事業計画を合わせてご説明いたします。

まず、平成22年度の業務、報告についてでございますが、「平成22年度業務報告書」の2ページ以降に事業報告を書いております。大きく分けまして、高齢者と子育て支援がございますが、高齢者につきましては2ページから3ページにありますように、高齢者の社会活動、あるいは生きがいづくりに対する各種の支援を行っております。

そのほか、4ページ、高齢者の社会活動振興のための指導者育成事業、軽スポーツの普及員の養成などもやっております。仲間づくりの促進等も行っているところでございます。

そのほか、7ページ、子育て家庭サポートセンターで各種の相談事業、そして、8ページ、9ページ、子育て情報の提供、そして人材養成など、各種事業を行っているところでございます。

また、県からの受託事業としまして、11ページ、高齢者の総合相談センターも運営しているところでございます。

決算のご報告ですが、14ページの収支決算書総括表でご説明をいたしたいと思っております。

まず、本部会計でございますけれども、本部会計の事業活動収入は計で3,782万円余となっております。主たる収入は県費補助金収入が3,511万円余、県費委託金収入が60万円余となっております。

事業につきましては、先ほど事業報告で述べました各種事業を展開しております結果、事業活動支出計が5,601万円余となっております。収支差額がマイナスの1,818万円となっておりますが、これについては、ご承知のとおり、財団法人への派遣職員につきましては、人件費のうち勤勉手当、管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当は財団が自己負担、県費の補助金では出してはいけないという最高裁判決を受けまして、支出を見直した結果、収支差額、赤字が生じているものでございます。これにつきましては、前期繰越収支差額が2,175万円余ございましたので、これで充当しているものでございます。

そのほか、高齢者総合センター会計、子育て家庭サポートセンター会計につきましては、いずれも補助金と委託金等で賄っておりまして、それぞれ所定の事業費、収支差額ゼロということになっております。

以上が平成22年度の業務報告でございまして、続きまして、平成23年度の事業計画でございます。「平成23年度事業計画」の4ページ以降の事業計画は、先ほどの平成22年度と同様の柱立てとなっておりますので説明は割愛しまして、予算面のご説明をいたします。

12ページの収支計算書の総括でご説明いたします。本部会計につきましては、事業収入195万円余、補助金等収入が3,436万円余となっております。そのほか、特定資産取り崩し収入1,700万円となっております。これは、先ほど言いました派遣職員の人件費に関する支出が制約を受けておりますので、収支差額が赤字になる、その相当分について基本財産の取り崩しを行うもので、1,700万円となります。これにより、今年度健やか奈良支援財団の本部会計を賄おうとするものでございます。

なお、健やか奈良支援財団につきましては、高齢者の生きがいづくり等について、県の役割を強化する方向で財団のあり方を見直しているところでございます。

そのほか、子育て家庭サポートセンター、高齢者総合相談センターにつきましては、補助金、委託金収入により賄いまして、収支差額ゼロとなっております。

私からの説明は以上でございます。

○西岡こども・女性局長 それでは、続きまして、こども・女性局の平成23年度6月補正等につきまして説明させていただきます。

まず、最初に「平成23年度6月補正予算案の概要」の8ページ、2の県政課題への対応のうち、3の雇用対策の推進についてでございますが、女性の就労支援、仕事と生活の調和を推進するため、キャリアアップセミナー事業を新たに実施するものでございます。

事業につきましては、女性のキャリアアップを図るため、県内事業所の女性社員や県、市町村の女性職員を対象とした合同セミナーを実施するもので、9月から11月の間に4回程度開催したいと思っております。なお、対象者としては40人程度を考えております。

続きまして、平成22年度一般会計予算繰越計算書の報告でございますが、先ほどの説明資料の「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」の20ページ、健康福祉費の子ども家庭費、子ども家庭費の安心子育て支援対策事業費でございますが、保育所の新設、増設等に要する経費を助成するものでございますが、事業主体のおくれにより繰り越したものでございます。

次のDV被害者支援体制強化事業でございますが、民間のDV被害者支援団体の取り組みを促進するため、被害者を対象とする相談や保護、自立支援などの活動に要する経費を補助するものでございます。

次のDV相談支援センター相談機能強化事業でございますが、県のDV相談支援センターである中央子ども家庭相談センターの相談支援機能を強化するため、相談員の専門研修の実習や、DV相談促進のための医療関係者を対象とした被害者対応マニュアルの作成配布などを進めるものでございます。

これら2つのDV相談支援事業につきましては、国の補正予算による地域活性化交付金を活用して2月に補正したものでございます。いずれも所要の事業期間を要するために、全額繰り越しさせていただいたものでございます。

次に、精華学院整備事業でございますが、各種の施設整備の工程調整の結果、校内道路等の整備に若干のおくれが生じる見込みとなったため繰り越したものでございます。なお、整備事業全体につきましては、計画どおり9月末に完了する見込みとしております。

続きまして、21ページ、6のくらし創造費の中の4、男女共同参画費でございますが、これらは、組織の再編に伴って、くらし創造部から子ども・女性局に移管された分でございますが、女性支援課担当の分でございます。DV防止啓発素材等の作成配布事業でございますが、増加傾向にある配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪の防止に向けまして、県民の意識啓発に取り組むための啓発素材を作成するものでございます。これも、先ほどの2つのDV被害者支援事業と同様、2月補正で対応いたしましたもので、所要の時間を必要といたしますので、繰り越しさせていただいた部分でございます。

次に、女性センター施設整備事業でございますが、女性センターの2階から4階までのトイレを洋式化するとともに、トイレブース内の手すりの設置など、附帯の改修を行うも

のでございます。12月に国の補正予算により補正したものでございますが、設計等、所要の時間経過が必要でございましたので、全額繰り越したものでございます。

次に、厚生委員会資料、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について、こども家庭課分につきましても震災関係の派遣の分でございますが、1ページ、こども家庭課、児童心理士等派遣事業でございますが、被災地の地方公共団体等からの要請に基づき、県内の児童心理士、児童福祉司等を派遣するのに要する経費でございます。これまでに1回、宮城県に派遣しております。

以上がこども・女性局に係る予算に関する部分の議案の概要です。よろしくお願いたします。

続きまして、財団法人奈良県交通遺児援護会につきましても業務報告と事業計画をご説明いたします。

まず、「平成22年度業務報告書」の1ページ、奈良県交通遺児援護会の分でございます。事業概要でございますが、財団法人奈良県交通遺児等援護会は、交通災害、または自然災害により父、または母などを亡くした18歳未満の児童を激励する事業を実施しております。一つは、(1)の激励金給付事業でございますが、平成22年度は激励金を3世帯5人の交通遺児に1人当たり10万円、合計50万円を給付いたしました。また、それとあわせて、図書券を1人当たり1万円、合計5万円を支給いたしました。

次に、(2)の交通遺児激励事業の実施でございますが、奈良県交通災害遺族会及び自動車事故対策機構との共催で事業を実施しております。夏季野外活動に30万円を負担しております。また、奈良県交通災害遺族会が主催して実施しておりますクリスマスパーティーに30万円を補助しております。さらに、奈良県交通災害遺族会並びに自動車事故対策機構との共催で交通遺児家庭保護者交流会を実施し、1万9,000円を負担しております。

3の寄附金でございますが、平成22年度は8件、115万927円の寄附をいただきました。

2ページ、図書券の寄附でございますが、図書券につきましては、前期繰り越しの4,774枚に加えまして、保管図書券の計上漏れがありましたため、過年度修正分といたしまして1,040枚を計上しております。今後、事務につきましては、より適正な処理を行ってまいります。

次に、財務諸表についてでございますが、3ページ、平成23年3月31日現在の財産

目録でございます。流動資産1,622万3,037円、固定資産が1億1,700万円、合計、一番下ですけれども、1億3,322万3,037円でございます。

4ページ、貸借対照表でございます。まず資産の部でございますが、流動資産1,622万3,037円、固定資産が1億1,700万円、合計1億3,322万3,037円でございます。負債の部でございますが、負債の方はございません。正味資産の部ですが、前期繰越正味財産額といたしまして131,031,403円、当期正味財産増加額219万1,634円、合計1億3,322万3,037円となっております。

次に、収支計算書でございます。5ページ、まず、収入の部でございます。基本財産利息収入、受取利息、民間助成金収入、寄附金収入、図書券過年度分修正分で合計342万798円でございます。

次に、6ページ、収支計算書の支出の部でございますが、激励金支出、図書券支出、負担金支出、事務費として、合計122万9,164円でございます。収支差額の219万1,634円につきましては、繰り越しをさせていただいております。

続きまして、平成23年度事業計画についてでございますが、同じく「平成23年度事業計画書」の1ページ、平成23年度の事業計画につきましては、2の給付事業につきましては、前年度と同様に、18歳未満の遺児1人について10万円の激励金及び1万円の図書券を給付することといたします。また、3の援護活動事業では、夏季野外活動の実施、クリスマスパーティーの一部補助に加え、交通遺児家庭保護者交流会を実施することとしております。

続きまして、2ページ、収支予算の収入の部でございますが、基本財産利息収入が155万4,000円、受取利息が7万6,000円、寄附金収入100万円の計263万円でございます。

3ページ、支出の部でございますが、激励金支出といたしまして15人分、1人10万円が150万円。それと、図書券支出といたしまして、同じく15人分、1人1万円の15万円。負担金支出といたしまして64万円を計上しております。事務費といたしまして34万円の計263万円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○武末医療政策部長 医療政策部所管の6月議会の提出議案についてご説明申し上げます。まず、補正予算案についてでございますが、「平成23年度6月補正予算案の概要」をごらんください。



5 ページ、1 の東日本大震災への対応の被災地の支援でございますけれども、医療救護班の派遣、補正額 3, 1 2 0 万でございます。これは、災害救助法に基づき、宮城県から派遣要請を受け、宮城県気仙沼市に医師、看護師、薬剤師等から成る医療救護班を派遣して救護所等で診療活動を行ったものでございます。

こころのケアチームの派遣、補正額 1, 0 3 0 万円でございます。こちら、宮城県からの派遣要請を受けまして、気仙沼市に精神科医、看護師、精神保健福祉士等からのチームを派遣し、地震、津波で心の傷を負った人に対するケアを行うものでございます。

大震災から 3 カ月以上経過して、自然回復できない心の変化、時間がたってから新たに生じてくる悲観反応、うつ病、PTSD、いわゆるストレス障害などに陥っている方々に対するケアがこれから重要になってまいるところでございます。そのために、訪問支援などの見回り活動を続けること、被災者に対する心理教育や情報提供などを行うことが重要と考えまして、それらの支援を引き続き行うこととしております。

保健師の派遣、補正額 1, 6 8 0 万円でございます。厚生労働省からやはり災害地派遣要請を受けまして、宮城県の気仙沼市へ県及び市町村の保健師、市町村のご協力もいただいております。の派遣をし、避難所等で健康相談、衛生対策等を行うものでございます。

被災地の救護所では、被災者の二次的な健康被害の予防、いわゆるエコノミー症候群であるとかいうものであるとか、感染症予防対策、今、被災地ではゴキブリとかハエが大量発生しておるといってございまして、下水道が壊滅的なダメージを受けておりますので、し尿ふん便が町中にあふれるというような状況でございます。

そういうようなことから、従来の衛生管理、感染症予防対策などが重要となっておりますので、依然として保健師等の継続的な支援が必要だという状況だと考えております。そのための予算でございます。

次は、7 ページ、県政課題への対応の地域産業支援・創出で、意欲のある企業・起業家への重点支援の医薬品製造業活性化事業、補正額 7 2 0 万円でございます。これは県内の医薬品産業の振興を図るために、薬事研究センターにおいて医薬品原料の品質を迅速かつ正確に確認するための機器の需要が高まってきておりますので、赤外分光光度計という成分を測る設備を整備するためのものでございます。

次に、10 ページ、6、医療の充実でございます。(1) の高度医療の確保・充実でございますが、これが県立の移転関係でございます。まず、県立奈良病院の建替整備事業、補正額 2 億 1, 7 6 0 万円、債務負担行為額が 1 億 3 0 0 万円でございます。これは、北

和地域の医療を支える高度医療拠点病院として、県立奈良病院を六条山地区、住所地としては奈良市の石木町七条西町に移転整備するため、今年度から造成及び病院建築に係る基本設計に着手するとともに、整備に必要な各種の調査、具体的には地質調査や測量等を実施するためのものがございます。

奈良県立医科大学及び県立病院施設整備基金積立金、補正額165億4,679万5,000円でございます。これは、文化施設等整備基金としてあったものを廃止いたしまして、基金の残額を県立医科大学及び県立病院施設整備基金に積み増ししまして、医療施設の整備の財源として活用しようとするものがございます。

次、(2)救急医療体制等の構築でございますが、まず、救急医療情報システム改良事業、補正額360万円でございます。これは、搬送のルールの運用に合わせまして、症状に応じた病院の救急患者受け入れ情報を消防機関へ提供するためのシステムを改良するためのものがございます。

その次、災害派遣医療チーム、いわゆるDMATと言われているものですが、その整備事業でございます。補正額が4,400万円でございます。これは、災害派遣時の急性期に可及的早急に患者、被災者の救出・救助部門と合同して救命活動を行う災害派遣チームの装備の拡充をしまして、災害医療体制の充実強化を図るものがございます。

医療施設等災害対策検討事業、補正額166万7,000円でございます。これは、県内の医療施設における今後の防災対策の検討を進めるために、その現状についてまずは調査するとともに、災害発生時の保健所等の対応力を向上させるため、必要な研修等を実施するものがございます。

以上が予算関係でございますが、次に、その他、議案についてご説明申し上げます。

「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算その他」でございます。

7ページ、平成23年度補正予算債務負担行為補正の追加でございます。県立奈良病院建替整備事業に係る契約でございます。先ほど説明しました新奈良病院の建て替えに伴いまして、事業の早期進捗を図るために、平成24年度に1億300万円の債務負担行為補正をするものがございます。

次に、21ページ、一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書の報告でございますが、5の医療政策費の中の、まず公立病院医療連携支援事業でございますが、3,000万円を平成23年度に繰り越したものでございます。これは、二次救急医療の充実を図るために宇陀市立病院の医療機器整備に対して補助を行うものがございますが、工事進捗のおく

れにより今年度全額繰り越しているものでございます。しかし、本年11月の新棟オープンに合わせて整備する予定と聞いております。

結核予防事業でございますが、169万6,000円を平成23年度に繰り越したものでございます。これは、胸部のエックス線検査の電子データによる結核判定を行うための画像診断システムを3つの保健所に整備するものでございます。これは、国の地域活性化交付金を活用しまして、さきの2月補正で予算化したものでございますので、所要の工期を確保するために今年度に繰り越ししたものでございます。

続きまして、31ページ、第4号の平成22年度奈良県病院事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてでございます。これは、電子カルテシステム整備事業で3億7,111万2,000円を繰り越したものでございますけれども、県立奈良病院と県立三室病院に導入をする電子カルテシステムの整備について、施工方法の検討に時間を要したために今年度に繰り越しをしたものでございます。

最後に、専決処分の報告でございますが、厚生委員会資料の2ページ、平成23年度一般会計補正予算（第1号）でございます。東日本大震災の被災県からの要請を踏まえまして、必要な支援を行うために4月20日に専決処分をいたしました補正予算のうち、医療政策部関係は3件、補正額5,100万円でございます。これは先ほどもう説明いたしましたが、3月中旬から被災地への派遣しておりました医療救護班や保健師を4月以降、6月いっぱいまで継続して派遣するために必要な経費。また、被災地でのそれらの活動に必要な医薬品等を調達するための経費を計上したものでございます。

医療政策部の所管の議案は以上でございます。どうかご審議のほどよろしく願います。

○高柳委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項につきましては、後ほど質疑を行いますのでご了承願います。

○藤本委員 県立奈良病院の建て替えの整備の関係ですが、約2億1,000万円が組んでありますが、この資料では内訳がわからないので、どのような内訳でこれだけの予算が組んであるのか、債務負担行為は来年度なので、また教えてもらいますけれども、もう少し詳しく説明してください。

それと、この基本設計を立てていって、そして建築と、土木とが多くなるのだけれども、少し調べたら、建築などは県外の業者も入れて、これだけの病院、50億円、60億円か、かなりのものだから、実績を問わないで多くの建築の県外業者も入れて、入札をかけてい

くというようなことも、聞いたのですが、それはどうなのか、教えてほしい。それならば、土木も当然、県内にこだわらず県外も含めて、実績を問わない大きなプロジェクトですので、そのようにしていくと思うのですが。私が一番言いたいのは、基本設計の着手の問題についても、平成28年度の新病院を目指すわけですが、前の知事その前かちょっと忘れましたが、前に県立医科大学の病院関係で設計業者が決まっています、土木、建築も決まってくるということで、昔、知事が出馬表明しているのに、うちの議員の方からおかしいのではないかということになって、うわさでは警察が動きかけた含めて、急に知事が出馬をやめたという歴史があります。

何を言いたいかといえば、これだけの予算をこれから組んでいけば、頭から基本設計の業者を、決めていないと思うけれども、これだけの予算の大きなプロジェクトをするからには、その辺を、十分慎重にして欲しい。この前も、浄化センターの新県営プールの工事があったでしょう。69億円で奥村組がとって丸投げみたいになって、何だこのやり方という話の一つあるのですけれど、建設委員会のことで関係がないのですが。

今回のこの予算は普通の予算と違うわけだから、武末医療政策部長、今言ったところも十分考えにいれながら、それからプロジェクト的に、奈良県の職員にプロの一級建築士や土木職員がいっぱいいるのだから、十分それを使いながら、十分な方向で進めているかどうか。これだけでは2億1,000万円の内訳がわからないので、どういう方向か教えてください。

**○西崎新奈良病院建設室長** 今回の6月補正でお願いしております業務の内容はどうかというお尋ねでございます。

先ほど医療政策部長が説明いたしましたように、予算額総額では2億1,760万円でございます。債務負担行為として1億3,000万円をお願いしているところでございます。業務の内容といたしましては、新病院の平成28年度中の開院に向けまして、今年度から建設予定地の六条山地区への造成、あるいは建築に係ります基本設計に取りかかりたいと考えているところでございます。この件につきましては、業務期間が平成24年度まで要することから、債務負担行為合わせて計上いたしております。

その詳しい項目、あるいは事業費でございます。今、建築とそれから造成というのは、現状が山林ということもございまして、造成工事と建設工事を一体的に発注したいと考えてございまして、建築造成の基本設計業務委託につきましては、今年度は4,500万円、そしてあわせて病院の関連施設といたしまして、平松地区、あるいはまた六条山地区

のまちづくりの手法も検討してまいりたいと考えておりますので、先ほど申し上げました建築造成基本設計の業務委託4,500万円とまちづくりの検討を合わせまして5,460万円を委託業務として、今計上させていただいております。

そして、それ以外に地質調査といたしまして約8,300万円、そして測量業務、あるいは路線測量で1,300万円、それ以外に補償調査、あるいは病院開設の支援委託といたしまして1,800万円、合計で今年度につきましては、それと一点、不動産の鑑定手数料として300万円を計上をお願いしているところございまして、それらを合わせまして合計2億1,760万円でございます。以上でございます。

○藤本委員 今の内容については、資料を取り寄せたのですけれども、委員長、後で結構ですので、今新奈良病院建設室長が言った資料を全ての委員に配付してください。

それから、もう一つは、県立奈良病院ですが、いつもこの本会議でいろんな議員が発言しているのですが、何か県が、先行して、それで後から審議会に諮ったりしているけれど、いつも県が先行して、それで後から議員に報告したりして承認を得ているという方法になっているのと違うかと思えます。そういう点で、武末医療政策部長、基本設計、それから建築、土木、あらゆるところを僕らもチェックを厳しくしていきますから、きっちりと透明感のあるやり方をしてほしい。

それから、いつも本会議で言われているのは、地元の声と、実際に平成28年度までの間に、今行っている患者さんはどうなるのか。それから、新病院を建てるについての周辺の商業関係とか、あるいは患者さんがバスでそこへ行くまでの通路はどうなるのか。それから、高度医療拠点病院になりますが、県民にとってはどういう病院になるのか、救急も含めて、その辺のアピールとか青写真を議会にも県民にも知らせる必要がありますが、どうですか武末医療政策部長、一遍答えてください。

○武末医療政策部長 建設入札の件につきましては、今後、詳細については検討してまいります。委員お述べのとおり、透明性をきちんと図りつつ、手続についても専門性とか効率性などを確保しながらやっていきたいと思っております。いろいろ過去の経緯もあつたかに思いますが、例えば外部の専門家などに入っただいて、やはり技術や能力をきちんと見ていきたいと思えますし、庁内でも医療政策部だけではなくて、土木部、まちづくり推進局などとの連携をきちんと図っていきながら、ほかの委員会での指摘などをきちんと踏まえた形で進めていきたいと思えます。

最後の説明の件ですが、本当に場所が決まりますれば、きちんとどういう病院なのか、

まずは考え方から具体的な建物のつくり方、あるいはアクセスの問題などについては、本当に先ほどもお話しいたしましたが、なかなか県が県民に直接話しかけるという場は少のうございますので、まずは委員に十分ご理解していただいた上で、できる限り県もあらゆる手を使って県民の方々にご理解いただきながらというか、まずは説明をしていきながらやっていくことが必要かと考えております。

場所が決まれば本当にそういうような説明責任が相当かかってくると思っておりますので、まずはこの委員会で場所のことを決めていただければと切に願う次第でございます。以上でございます。

**○藤本委員** 場所はもう六条山地区で決まっているのではないですか。既にもう県が土地の問題、それから進入路の問題とか、もう既に予算化しています。今回、もう反対できるような雰囲気でないというような状況に追い込まれていると思うのです。だから、よく地元の県立奈良病院の自治会が僕とこに来られました。署名に來たりして。結局は県が青写真から地域も皆決めて、そしてすべてやっていくという方向で、本会議でもよくほかの議員が抗議をしていたけれど、結局はもう進み切っているのですよ。もうそれは仕方がないにしろ、これから青写真をつくっていったり基本設計、土木、建築にしても、本当に県議会の声、県民の声を聞きながら、僕らもチェックを厳しくしていきますので、慎重に、実施していただきたいと思います。

今さらここまで来て移転という方向を承認しなかったら、これをみんな取り下げてほかに変わるかという話にはならないわけです。その辺のところも、県議会の声を十分聞いてないなという思いも一つはしていたと思います。もう、これは意見で結構です。以上です。

**○高柳委員長** 藤本委員が発言された資料の、それも適当なのではなしにきちっとしたのを出してください。2億円幾らの分で、これくらいの説明文書しかない、事前に各委員さんにどれほど説明しているのかというのは、相当不明と思いますので、きちっと資料を出してください。これから、またほかにも今後の委員会も事業案を出すときにはきちっと説明してください。ここでこの説明をしてくださいということにならないようにしてもらわないといけないと思いますので、きちっとした資料を出してください。

**○梶川委員** それでは、一つだけ。この「平成23年度6月補正予算案の概要」の11ページ、この中の登美学園のことで検討委員会がつくられるという提案がされておりますが、実は、我々議員のところ登美学園の職員、労働組合の人が来られて、今の登美学園の実態についてお話をされました。働く人たちから見ると、今の県営、県立はぜひ維持をして

ほしいということをおっしゃっているわけですが、県はこれについて、今何らかの、例えば指定管理者制度というようなことを考えているのかいないのか聞きたいと思います。

それから、そこで働く人たちの非正規の人はより多くなっているというような指摘もされているわけですが、今現在、ここは定員が何人で、その定員を何人充足しているのかもあわせて聞かせてほしい。

それと、民間のこのような施設と比べた場合、このぐらいの入所者があった場合には職員がどういう実態にあるというような、何かそういった比較した資料がつかれるのであればつくって一度我々にも比較をして見せてほしいと思いますが、その点についてお答え願いたいと思います。

○土井障害福祉課長 ただいま、登美学園につきまして、県立、県営という要望がありますけれども、県の考え方はどうかということ、入所者数の人数等についてどうか、また、働く人たちの意見はどのように反映されるのかといったような点につきましてのご質問でございます。

まず、登美学園の入所定員につきましては65名。平成23年度4月時点の入所実数は37名で、前年度の43名と比較しまして6人の減となっております。ここ数年は40名から50名の程度で推移をしているところでございます。

また、県内におきます障害児入所施設としましては2施設ございます。愛の集い学園は定員30人のところ、平成23年4月時点での入所実数は25人。吉野学園は定員10人のところ、平成23年4月時点の入所実数は6人となっております。

また、五條学園は平成21年度に障害児施設から障害者施設に移行いたしております。成美学寮につきましては、平成22年度末に廃止をされたところでございます。

次に、県立、県営という要望がありますが、県の考え方はどうかというところでございます。県立障害福祉施設でございます登美学園につきましては、家庭での養育が困難な障害児を入所により日常生活に必要な知識や技能を指導、援助することを目的に設置されて40年余りを経過しているところでございます。また、入所時の状況といたしましては、単に障害が重いということだけではなくて、虐待や保護者の養育が困難なため入所に至るケースの増加や、障害が重複するケースへの対応、あるいは増加する短期入所等への対応といった課題があると認識しております。

このような状況、あるいは施設の老朽化等を踏まえつつ、障害児へのきめ細かなケアや虐待を受けた障害児の入所施設としての機能など、今後求められる施設の機能及び施設の

運営整備等について検討を行うことといたしております。

その中でご質問いただきました検討の進め方についてでございますが、これにつきましては健康福祉部次長をはじめ、障害福祉課、登美学園など、関係機関で構成する検討会を中心に検討を行うこととしております。その中で、現場の状況も聞きながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○高柳委員長 働いている人の中で非正規の人がいて、定員が何人いるところを何人非正規かと聞いていたのですよね、梶川さん。

○梶川委員 それらも含めてです。

○高柳委員長 民間と比べての資料をつくっているのかという質問もありました。

○土井障害福祉課長 登美学園の職員につきましては、現在、大和寮、太平寮、若葉寮、3つの寮ごとに運営しておりまして、寮ごとに指導員として児童指導員と保育士を配置しているところでございます。この指導等に従事する職員は37名となっております。その37名のうち正規の職員は23名となっております。

それと、もう一点、県内におきます障害児入所施設でございますが、登美学園が、今申し上げました職員数が37名、うち正規23名でございます。同じ並びで申し上げますと、愛の集い学園の職員が11名でございます。吉野学園は、これが障害者施設と障害児施設を一緒に運営しておりますので、ちょっと詳しい区分までこちらの方で承知していない状況でございます。以上でございます。

○梶川委員 その施設を並べてみて、比較ができるかどうかかわからないけれど、今の説明の内容をまた表にして、いただきたいと思えます。

それで、いいものをつくりたいと思って、検討会をつくるわけです。例えば病院では、そこで働きたい医者や看護師やいろいろな職員は働きたいというような思いのできる病院をつくりたいというコンセプトがあるように、これだって、ここでやっぱり職員が安心して働ける、そして安心して障害児を障害者を介護できる、そういう施設にしたいという思いを持って来たと思えます。

そういう点で、この検討会の中に、県庁の職員として部長以下入られるのは、これは当たり前だと思いますが、現場で働いている人たちを委員の1人として入れるとか、もちろん労働組合ですから別個に交渉したりというのもあると思えますのが、そこで職員も思うこと言ったらいいと思えます。それが受け入れられればそうしたらいいし、そこまでできないという場合もあるかもしれない。そういう形で、働く人たちの合意を得てきちっとで



きるような仕組みをしてほしいと思います。そうしないと、私たちもそういう声を、そういう職員の気持ちも聞いて、そして立派な施設にしてほしい。ハードだけ立派になってもいけないし、ソフトがついていかないといけない。そういう点で、特に要望しておきます。以上です。

○小林（照）委員 2つの問題で質問をさせていただきます。

今、ご質問がありましたけれども、障害福祉費の県立障害者福祉施設のあり方、検討事業費ということになっているのですが、今のお答えに加えましてお尋ねしますが、登美学園、筒井寮というのも出てきておりますが、これも含めての機能や運営方法について検討というふうにあります。この筒井寮も入っているということで、この点はあわせて検討していくということになるのかと思うのですけれども、その辺のことと。

それから、今お話をお聞きしまして、私どものところにも、実はご要望という形で要望書が届けられておりました。奈良県の職員労働組合奈良支部と登美学園の分会及び登美学園保護者会から、登美学園の県立、県営を堅持して、職員の正規化、施設整備を求める要望書が届いております。

先ほどもご答弁あるんですけれども、この施設は非常に家庭や地域で生活が困難な児童を受け入れていると思います。それから、入所の定員とか数とかお答えいただいたのですが、最近障害者自立支援法が制定されました以降は、日中一時支援や短期入所利用というのが激増というか、大変ふえているわけです。この点もこの要望書の中には触れておられまして、それで、今もちょっとご答弁がなかったのですけれども、正規職員について、非正規の現職の数が非常にふえていると。資料がついてまして、その中に、4割を超えているということで、各、平成9年から平成23年の変化の数字が届けられております。

それで、今申し上げましたように、3つの点、一つは、強く要望されているのが登美学園の県立、県営を堅持してください。2つ目が、非正規職員をなくして正規職員の採用を行ってください。3つ目は、老朽化した建物を整備してくださいということなのです。再度の質問になるかもしれませんが、このように現場で直接仕事をされている職員あるいは、保護者の方の要望もあわせてありますので、要望を踏まえて、それにこたえられる検討をしていただきたいと思いますと思っているのですが、先ほどのご答弁では不明確だったので、その辺を再度お尋ねしたいと思います。これが一つです。

それから、別の問題になります。次は、報第8号の財団法人健やか奈良支援財団の経営報告について、子育て家庭サポートセンター事業について、この事業の目的、目標、そし

て2011年度は収支予算書を見ますと、事業活動の予算が250万円余り減少をしております。これはなぜでしょうか。そして、このセンター事業のこれまでの事業の成果と問題点はどのように見ておられますでしょうか。お尋ねをします。

**○土井障害福祉課長** ただいま、県立障害福祉施設のあり方検討につきましてご質問でございます。1点が筒井寮もあわせて検討を行うのか、どのような考えを整理をしているのかという点でございます。

先ほど梶川委員のご質問にお答えしましたが、委員お述べのように、県立障害福祉施設の検討につきましては、登美学園及び筒井寮につきまして、両施設とも対象に検討を進めてまいりたいと考えております。設置の目的につきましても、委員お述べのとおり、家庭での養育が困難な障害児を入所により支援、援助していこうという目的で設置されており、また、設置につきましても設置以来40年余りを経過しているというようなことも同じでございます。また、入所の状況にいたしましても、同じようなケースの増加、あるいは対応が課題として認識をしているところでございます。

そうした状況を踏まえまして、入所児へのきめ細かなケアや虐待を受けた障害児の入所施設としての機能など、今後求められる施設の機能及び施設の運営整備等について検討を行うこととしているところでございます。

また、検討の進め方につきましては、これも繰り返しになりますが、健康福祉部次長を初め、障害福祉課、登美学園、筒井寮など、関係する機関で構成する検討会を中心に検討を行うこととしておりまして、また、施設の運営整備等に関する専門的な調査は外部に委託して検証するなど、検討のあり方について幅広く総合的に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、職員の配置につきましても、今後の求められる施設の機能、運営整備のあり方を検討する中で、あわせて検討をしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○角田子育て支援課長** 子育て家庭サポートセンター事業についてのお尋ねでございます。

子育て家庭サポートセンターは子育て中の親の不安感、あるいは負担感を軽減し、地域における子育て支援の充実を図ることにより、子育てをしやすい環境づくりを進めるため、平成15年10月に健やか奈良支援財団内に設置されたものでございます。

設置以来、子育てをしやすい環境をつくるため、県内企業やNPO等から登録をいただきまして、子育て家庭に対する料金割引等を行いますなら子育て応援団事業、また、多世

代による子育ての推進事業、また子育て支援にかかわっていただいております人材の養成事業、また、子育てネットならのホームページにより子育て情報の提供などの取り組みを行いまして、なら子育て応援団へは約1,700店舗の登録、子育てネットならのホームページには年間100万件のアクセスをいただくなど、一定の成果を見ているところでございます。

また、多世代による子育ての推進事業に関しましては、子育てにさまざまな世代が積極的にかかわることを推進するものでございまして、平成22年度はさまざまな世代にあわせた子育てセミナーの開催や、ふれあい、交流の場を開設するとともに、展示会やイベント等を通じまして、多世代で子育て推進の啓発を行ってきたところでございます。

平成23年度は多世代の中から祖父母によるサポートにポイントを絞りまして、平成22年度に培いました子育てセミナー開催のノウハウ等を生かしながら、市町村との共催により、県内8カ所におきまして、孫育てのためのスキルアップセミナーや、初孫準備セミナーなどを実施する予定でございます。

平成23年度のセンターの事業予算が減少してございます主な要因は、平成22年度多世代子育て推進事業を平成23年度祖父母からのサポート推進事業として、祖父母にターゲットを絞ったセミナー開催に内容を重点化したことによるものでございます。

子育て支援につきましては、相談や交流の場の提供等、子育て家庭に対するきめ細やかな支援が必要でございまして、身近な市町村における施策の充実が重要と考えているところでございます。

このため、今年度行いますセミナーの市町村との共催など、県が培ってきました子育て支援のノウハウを生かしまして、地域における子育て支援が充実いたしますよう、引き続き市町村の支援に力を入れてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○小林（照）委員 2つの問題でお答えいただきまして、それぞれ要望にしたいと思うのですが、初めに、子育ての家庭サポートセンター事業ですが、今お話いただきましたように、今年度は事業を特化してということで予算額が減っているようなのですけれども、2010年度でしました委託事業、多世代子育て推進事業や、子育て支援者スキルアップ事業を見ましても、この事業はもっともっと必要だと思っているので、それで、見ましたら、開催の規模や会場なども非常に限られているのです。恐らく、家庭サポートセンター事業が始まったのは少子化社会対策基本法とか、次世代の育成支援対策推進法などができまし

て、そういうことの具体化だと思うのですが、これの目的というのは、一言で言いますと、地域での子育て支援力というか、福祉力、養育力というのでしょうか、そういうものを引き出して育てていくことが大事だと思うのです。だから、開催状況を見ましても、一定のまちや地域だけのことでなくて、どのまちでもどの市町村でも奈良県下のどこでもこうしたものが必要なのです。

そういう点で、要望したいのは、県としてももっとこの事業費をきちっと確保していただいて、先ほど市町村のところでもっておっしゃってくださったのですが、市町村との協力も強めて、もっと地域での子育て支援のつながりを、これ読ませていただきましたけれども、大変いい内容だと思います。広げていただきたいということで、県ももっともってこの事業の強化のためによろしくをお願いします。

それから、登美学園と筒井寮の問題ですけれども、障害を持つ子の障害が多様化していると、それは認めておられます。発達のバランスが悪くて集団生活ができないとか、人間関係がうまくとれないとか、学力に偏りがあるという発達障害と診断される子どもさんも増加しておりまして、入所の施設で入所の数のことを中心に言われたのですけれども、実は、日中一時支援や短期入所利用というのが大変ふえてて、本当に必要度が高くなっておりますし、そうした子どもさんを家庭で見るのが困難という状態がありまして、こうした施設は保護者にとりましては最後の頼みの綱というか、セーフティーネットになっており、その役割を果たしている。2つの施設ともそうだというふうに思います。

そういう点で、先ほど現場の当事者の方、あるいは保護者の方、そういう方から要望書が届いてまして、3つの点を特に何とかこの方向で検討していただきたいと申し上げたのですけれども、この点、しっかり踏まえていただいて、県立、県営の堅持とか、正規職員の採用とか、老朽化した建物の整備とか、その点などをきちっと踏まえていただいて、そしてしていただきたい。

それから、先ほども議論がありましたけれども、当事者であります職員組合の人たちを検討していく中に入れていただきたいなど。やはり、そういう実際にお仕事をされている方たちの意見というのが、本当に検討していくために大事だと思いますので、このことを強く要望しておきたいと思います。以上です。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

ほかに発言がなければ、これをもちまして付託議案に対する質疑を終わります。

続いて、採決に入る前に各議案についての委員の意見を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これにより付託を受けました議案について採決を行いますということで、採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではお諮りいたします。平成23年度議案、議第34号中当委員会所管分、報第19号中、当委員会所管分については、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、ただいまの議案2件は、原案どおり可決、または承認することと決まりました。

次に、報告案件についてであります。平成23年度議案中、報第1号中、当委員会所管分、報第4号、報第8号、報第9号については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。ご理解願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入りますが、初めに陳情1件が提出されていますので、ご了承願います。

続いて、健康福祉部長から東日本大震災にかかわる県受け入れ被災者への生活支援対応について。こども・女性局長から奈良県児童虐待対策検討会、検討結果報告書について、医療政策部長から平成22年度奈良県における石綿の健康リスク調査、結果概要についての報告を行いたいとの申し入れがありますので、報告を願います。

○杉田健康福祉部長 健康福祉部からは資料1に基づきまして、東日本大震災に係る被災者受け入れと生活支援対応について説明をいたします。

まず、6月20日現在の受け入れ状況でございますが、本県で61世帯152人でございます。今、お住まいになられているところの内訳としましては、公的住宅が79人、天理教研修施設で16人、民間住宅等で57名ということになってます。

被災者のどちらから来られたかということでございますが、福島県が最も多く85人、続いて宮城県、千葉県ということになっております。

アスタリスクにも書いてありますが、やはり何らかのよすががあるというか、親戚、知人を頼られて来県している方がほとんどでございます。

公的住宅については受け入れ数が正確に把握できますので、参考でグラフを載せており

ます。5月、6月、ほぼ落ちついている状況でございますが、参考に別表1といたしまして近畿府県の避難者数をつけております。本県152人ですが、ほか滋賀県が400名弱、京都府が600名強、大阪府が500名強、兵庫県が900名、和歌山が100名弱ということになっております。

次に、県の対応でございますが、2ページに参りまして、これまで行ってきた支援を掲載しておりますが、当初は生活物資の支援、子供の学校などのニーズが多くございましたけれども、時間の経過とともに就労支援や心のケアなどのニーズがふえてきております。

生活用品につきましては、まず、公営住宅、公的賃貸住宅の無償提供がございますし、それから、当座の日常生活用品をお渡ししております。その際、ニトリ、関西電力等からご協力を得られているところもございます。

また、本会議でも述べましたが、NPO奈良支援ネットと当初から連携をしまして、県がなかなか手が回らないようなきめ細かなサービスをしていただいているところでございます。

(2) 子どもの学校等への転入でございますけれども、小・中学生の転入や高校の転入につきまして、それぞれ市町村教委、県教委で対応していただいているところでございます。

(3) 健康面の不安ですが、やはり持病をお持ちの方が多いので、まず避難されて病院はどうなっているかとか、そういうご質問がございますので、近くの病院をご紹介するなどしております。また、民生委員、自治会長とも連携して、そういう訪問もしていただいておりますし、心のケアが必要と思われるような場合は、地元保健所の保健師が訪問することとしております。そのほか、6月18日にわかちあいの会ということで、25名の参加でイベントをしております。今度9月上旬にも開催したいということでございます。

次の3ページ、就労支援でございますが、これにつきましては、産業・雇用振興部と労働局等が連携して、アンケート調査などを実施しております。県の臨時職員には1人採用しているところでございます。

そのほか情報提供、生活状況の定期的把握などをしております。3月、4月で訪問したこともあったのですが、三、四カ月たっておりますので、また一度改めてニーズを把握するといったこともしてまいりたいと思います。以上です。

○西岡こども・女性局長 続きまして、奈良県児童虐待対策検討会、検討結果報告書、資

料2に基づきまして説明させていただきたいと思ひます。報告書は抜粋ですが、これで説明させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

奈良県児童虐待対策検討会から先日報告書をいただきましたその概要についてでございます。昨年3月に奈良県内の5歳の男児が両親からの虐待により餓死するという事件が発生いたしました。この事件を受けまして、本県では奈良県児童虐待対策検討会を設置いたしました。

検討会では関係機関などから聞き取りや両親の公判傍聴により事例を検証するとともに、県内の市町村を対象に2種類の調査を行い、県内における児童虐待対策についての問題点と課題を抽出いたしました。その上で、これらの問題点と課題の解決に向けた提言を取りまとめましたのがこの報告書となります。

この事件の概要でございますが、平成22年3月3日母親から奈良県中央こども家庭相談センターに、長男を虐待している、やせている、ぐったりしていると合計3回の電話が入りました。センターでは保護者の住所、名前が確認できましたので、センターから依頼をいたしました桜井市の職員が緊急に家庭訪問をいたしました。このとき、この子はやせ細った状態で伏せていました。このため、市職員が救急車を要請し病院に搬送されましたけれども、同日極度の栄養失調により死亡いたしました。

両親は本児に対しまして十分食事を与えず餓死させたとして、保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕され、同罪で起訴されました。奈良地方裁判所の判決はそれぞれに懲役9年6カ月であり、ともに控訴せず判決は確定しております。

本児は10カ月以後の乳幼児健康診査が未受診であり、また幼稚園等に就園していなかったことから、虐待把握の機会が少ない児童でありました。

委員より問題点と課題が大きく6項目に整理されました。問題点・課題と書いております左側に縦に並んでいるところでございますが、一つ目といたしまして、母子保健の相談体制について、2つ目、通告について、3つ目として、センターと市の初動体制について、4、相談機関としての専門性について、5番、子育て支援機関における情報の共有と提供について、6番、残された兄弟への対応についてであります。こういった6つの問題点、課題について整理されました。

また、さらに市町村における児童虐待対応の要となります市町村・要保護児童対策地域協議会の体制につきまして、市町村にアンケートを行った分析結果や、一番下の枠でございますが、乳幼児健診の未受診、また、未就園児の実態について同様に市町村にアンケー

ト調査を行いました調査結果、こういった結果からも問題点と課題が浮き彫りにされました。これらの問題点と課題を踏まえ提言を受けました。

提言の内容につきましては、提言は4つに大きく大別されております。一つ目は、母子保健における児童虐待対応力の向上で、乳幼児健診の充実や、未受診児に対するフォローの強化などが提言されています。特に、受診率の向上、充実、それから未受診者に対しましては家庭訪問。また、予防接種、あらゆる機会を通じて要支援家庭への状況を把握するといったことが言われております。

2つ目、市町村・要保護児童対策地域協議会における児童虐待対応力の強化ということでございまして、市町村の体制の強化や、市町村独自の対応マニュアルの作成を通じた意識の向上、こういったものが提言されました。項目については幾つかずっと入れておりますけれども、今言いましたものが主だったものかと思えます。

次に、3つ目、こども家庭相談センターにおける児童虐待対応力の強化ということでございまして、専門職の適正配置や専門性の向上、そういったことが提言されております。

最後、地域における子育て支援力の向上で、オレンジリボンキャンペーンやそういった形の機会を利用した継続的な啓発や、保護者が養育力を高めるための子育て支援プログラム、そういったものの実施などが提言されております。

これらの提言につきましては、実効性のある施策に取り組み、着実に実行されたいというところで、着実に実行されていくことが求められている状況でございます。

検討会からは報告書の取りまとめ過程におきまして、早急に県の施策に反映させる必要がある事項につきまして、あらかじめ県に対して問題点や課題を指摘されていたことを受けまして、県といたしましては、平成23年度の当初予算で対応策を、提言を受けまして、児童虐待特別対策事業という形で予算化し、取り組みを進めているところでございます。

また、さらに来月には、市町村や関係機関の方にお集まりいただきまして、本報告書の趣旨を説明し、提言の実行に向けて理解を深めてもらおうと考えております。

今後も関係部局、市町村、関係機関との連携のもと、児童虐待の防止に向けてこれらの提言を着実に実行してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○武末医療政策部長** 資料3、平成22年度奈良県における石綿の健康リスク調査の結果の概要についてご報告申し上げます。

多少、石綿について、アスベストというものでございますが、ご説明申し上げますと、これは、1970年代に非常に多用された材料でございまして、これに大量ばく露すると、



じん肺と同じように肺に呼吸障害が生じるものでございますが、問題はばく露して40年から60年後に肺がん、あるいは中皮腫を発症するということが言われております。今の、例えば原発で言われますと、よく、直ちに健康に影響を及ぼすものではないというふうに言われておりますけれども、それと全く同じこととございまして、直ちにがんにはなるものではないものの、当時も40年から60年後にがんが起こる確率があると。ただ、その確率については、一般的な喫煙者に対して肺がんが発生するリスクは25分の1から50分の1と言われております。ちなみに、喫煙者の肺がんリスクを放射線ばく露相当にしますと、2,000ミリシーベルトをばく露する肺がんリスクに相当しておりますので、石綿の肺がんのリスクは、大体20から40ミリシーベルトぐらいのばく露をしたものに相当すると言われております。

このアスベストが、実は肺に突き刺さりまして、アスベストはミイラの包帯に使われたと言われているようなものでございますので、40年たってもずっと突き刺さったままでございます。そのような中で、アスベストの周りに活性酸素という、ちょっと障害性の強いものができまして、それがDNAを障害して、それが反復、継続的に30年、40年するうちに、免疫力の低下などもありましてがんが発生してくると言われております。それがこのアスベストの、三、四十年後にがんが発生するというのがこの問題の難しいところとございまして、それについて、今、奈良県で平成19年度から21年度においてでございますが、調査の目的のところとございまして。環境省の委託を受けて一般環境、これは調査結果のプラークありの内訳に書いてございまして、直接ばく露というのはアスベストを取り扱う職業に従事した場合、直接ばく露と申し上げます。また、間接ばく露というのがございまして、これはアスベストを取り扱っていた職場に勤めてた方、例えば事務職でいたけれどもアスベストには直接関与してない場合に間接ばく露と申し上げます。家庭内ばく露は、これはマスコミ等でよく取り上げられましたが、アスベストを取り扱っている方の服にアスベストがついていて、それを洗濯した主婦の方がアスベストにばく露した場合を家庭内ばく露といいます。立ち入り・屋内環境ばく露というものは、例えばアスベストを昔、工場内に、それこそ砂場のように積んでいた時期もございまして。そのようなところにお子さんが立ち入って砂遊びをした、アスベスト遊びをしたというような場合、立ち入り・環境ばく露というふうに申し上げます。それ以外のものが、今この調査の対象になっておりまして、そういったことがないのにアスベストにばく露したということは、一般的な環境を経由してばく露したのではないかというようなことで、その人を対象として

健康リスクを調査しております。

この一般環境を経由した石綿ばく露（工場以外の一般生活の生活の中で石綿を吸入した方）に対しまして、これは健康不安を抱える方を対象として、胸部のエックス線検査であるとか、胸部CT検査等を実施しております。

これで平成21年度で一つの節目になったのですけれども、平成22年度以降についても第2期の石綿の健康リスク調査を行っておりまして、石綿ばく露の所見である胸膜プラークなどの有無を確認して健康リスクに関する実態把握を行うと。ここの石綿ばく露の所見というのが、調査結果のところがございます。胸膜プラークというのが特に特徴的でございますまして、これはアスベスト以外ではできません。胸の壁の内側に、ちょうどプリンみたいな固まり、チーズみたいな固まりができるのがプラークと言われているものでございます。

胸膜腫瘍（中皮腫）というのがございます。これは、肺の表面の膜からがんができるという、非常に珍しいがんでございますまして、このがんの8割はアスベストが原因だと言われております。

この2つが非常にアスベストのばく露と関連性が強いことから、この所見があった場合は何らかの形でアスベストばく露があったのかというふうに考えられております。

その他、肺への影であるとか、びまん性の胸膜肥厚、胸膜ですので、肺の皮が全体的に厚くなるというような所見がございます。こういうような所見の有無を調査しております。

2の対象でございますけれども、平成元年、12月31日以前に奈良県に在住したと、平成元年12月31日以前というのは何を意味するかといいますと、逆に言いますと、それ以降は恐らくアスベストの使用禁止がもう行われておりますので、奈良県内でアスベストはなかっただろうと言われております。なかっただろうというのは正確ではございません。今はもう建材等にいっぱいございますけれども、製造では利用されてなかったというふうに考えられていますので、この元年以前の方が環境ばく露はしないかというのを調べるのがこの目的でございますまして、調査の協力者は463名で、そのうちに継続で、継続というのは平成19年度から平成21年度の調査から継続されている方が353人、ことし新たに來られた方が111人でございます。この463人のうち、石綿の事業場があった王寺町の方が133人、斑鳩町の方が156人と、その他の地域が174人という内訳でございます。

内訳の（1）で平成元年以前に奈良県にお住まいであって、現在も奈良県に居住してい

の方が443人で、最もこれが大きい数字でございます。平成元年に奈良県に住んでいた方であって、現在奈良県に居住していない方、どこかに行かれたけれど、こういう調査をやっているから少し不安で受けてみるという方が13名でございます。(3)が平成2年以降に奈良県に居住し始めた方7名でございますが、これは本来であれば対象ではないのですけれども、このリスク調査の目的に不安を抱える、健康に不安を抱える方の対象ということも目的でございます。調査は行いますが、解析にはこの方は除くという取り扱いをしております。その関係上、今、調査の協力者数が463名になっておりますが、4・の調査結果のところは456名と、この7名の方を除いて解析を行っております。

調査結果の方に参りますけれども、まず、受診者、先ほど言った7名を除いた456名のうちに、石綿の所見があった方が132名でございます。そのうちプラーク、先ほど申し上げたチーズみたいなものができていた方が126で、中皮腫の疑い、これが非常にたちの悪いがんでございますが、この方が、ことし初めてこの調査で1例見つかっております。その方の概要ですが、本編の方の13ページをお開きいただけますでしょうか。

13ページに177番男性というのがございますが、この方が中皮腫疑いとされた方でございます。1940年代生まれですから、今60歳代で、ちょっと番号で書いてあるのでわかりにくいのですが、2008年度には胸膜のプラークが認められております。それと、腫瘍の印影が認められているというのが②、⑦と書いているものでございます。最新の所見のところ②、④と書いてございますが、②が胸膜プラークで④が、いわゆる中皮腫の疑いの方がこの④番がつかます。その後、実は間違いなく中皮腫という診断を受けられまして、今治療を行いながら、石綿救済法の認定を受けられておられると報告を受けております。

以上がこの調査結果の所見別ですが、またおもての表に戻っていただきまして、調査結果のプラークがある方のばく露の内訳でございますが、先ほど胸膜プラークがあった方が126名ということでございます。その中で、いわゆる石綿取り扱い事業所周辺住民の方と言われている方が約80名、ちょっとこれ表に書いてございませぬが80名、126名中80名で63.5%、周辺住民ではない方、したがって46名で36.5%で、プラークがある人が比較的周辺住民に多いというような数字になっております。ただ、ちょっとこの数字の解釈、また後で申し上げますが、ちょっと独特の解釈がございます。

今、プラークがありという方を横で周辺住民、周辺住民外で見ましたけれども、ちょっと済みません、これはまとめて書いてございませぬで、口頭で説明でわかりにくうござい

ますが、プラークがある人の中で周辺住民が80名でございます。その80名のうち、いわゆる今回の対象となるようなばく露を受けた覚えがないという人が80名のうち31名、周辺住民でおられる。これが38.8%になります。一方で、ではその逆を申し上げますと、周辺住民以外、46人のうちばく露を受けた記憶がないという方が10名ですので、パーセンテージにすると21.7%になります。46名のうち10人ですから21.7%。したがって、この数字を見ますと、周辺住民でばく露を受けた記憶がないという方が38%、周辺住民外でばく露を受けた記憶がないのにプラークがあるという方が21.7%ですから、周辺の住民の方の方がばく露を受けた記憶のないのにプラークができた方が多いように見えるところでございます。

ただ、これはちょっと数字の解釈に難しいところがございます。と申し上げますのが、調査対象者のところの調査協力者数で463名のうち継続が353名、調査の対象の大部分が、実は前の平成19年度から平成21年度から継続して受けておられる方ですので、どうしてもプラークがある方が引き続き受けておられる可能性が高い。検査を一度受けて見たのだけれどもプラークがなかったという、あるいは石綿所見がなかったという方が、もう、じゃあ大丈夫かなと思って受けられなくなる可能性も高うございますので、どうしてもプラークがあった方が、いわゆる今回の第2次のリスク調査にも多く入ってきておられる可能性もございます。そういう影響から、この調査ですなわち周辺住民にプラーク、いわゆる一般環境ばく露が多いということは結論づけることはまだできませんけれども、県としては引き続きまして、平成22年度から第2次の健康リスク調査をもとに、何とか一般環境ばく露による影響の有無を調査していきたいと考えております。

現時点でこの第2次の1年目の調査結果として、今言えることはこの程度でございますけれども、この調査をもとに県独自にいろいろな取り組みを行いまして、何とかいろいろ危険な因子などがございましたら明らかにしていきたいと考えております。以上でございます。

○高柳委員長 それでは、ただいまの報告、またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○梶川委員 一つは、子どもの虐待キャンペーン、虐待についてご報告をいただきました。

前回、大阪の例を挙げて、あれがお医者さんがちゃんと虐待の痕跡が見えるのに児童相談所に報告をしていないとかいう、そういった関係者でもなかなかこの問題をしっかりとらえていないところに問題ある。したがって、奈良県でも桜井市、その前の奈良市月ヶ

瀬でしたか、これらの事件を見て、ちゃんと医者、保育所、養護の先生、あるいは学校の先生、こういった人たちにもっと虐待というものを認識してほしいという、冊子もいろいろ出ていますけれど、できれば一堂に集めていろんな研修会をするというようなことしてほしいという提案をして、それらについて一定の取り組みはするということにおっしゃったのですが。その後、県から報道資料が桜井市の分について我々にも配られて見てみました。11時に電話が入って、何時に救急車で行ってというような時系列を書いていたのですが。あれ、字面だけ見ているからよけいそう感じるのか知りませんが、なぜ第1発目の電話が入ったときに名前、住所、氏名を聞かなかったのかと思う。こういう言い方をしたら失礼ですけど、公務員は電話へ出てもあんまり名前を言いたがらない。私らも会社へ、民間会社へ行っていましたが、受話器を上げたら、はい、社民党の梶川ですと、名前を言って受話器をとるようにと教えられたものですけど、皆さんの場合はなかなか名前までおっしゃらない。そうすると相手の方もやっぱり名前をすらっと言えないという状況もありますし。あるいは救急車がいよいよ動くまでにも大分時間がかかっておると感じたわけですが。そこで、桜井市はこんにち赤ちゃん事業をしていなかったとか、あるいは保健師さんが10人いるけれど4人は産休でおられなかったとかというようなことで、結局対応がくれたと言っているのですけれど。

ここで、奈良県児童子供虐待キャンペーン、子供虐待ゼロ作戦というような名前を打って、そしてマニュアルを配ったり、あるいは日常的にいろんな機関にポスターを張ったりして、皆が子供虐待があった場合には児童相談所に通告や、あるいは市町村に連絡しなければいけないというのを一般市民も知ってもらうようにし、同時にそういった各機関の人たちが真剣にそのことを思っただくようにポスター等を張りめぐらせて、キャンペーンをやっていただくように、お願いをしたいと思います、その点のご検討をお聞かせください。

それから、もう一つは、発達障害者の療育手帳の発行状況の見直しをしてほしいという陳情書が出ています。この前の代表質問でも質問させていただきましたが、アスペルガー症候群の39歳の男性に相談というか、こんなんでは職場をやめざるを得ないようになりましたというような話を聞かせてもらって、一定の勉強をさせてもらったのですが、その中でも、やっぱり発達障害者の手帳というのは、どうも谷間にあるような感じで、私がかった男性はうつがあったからうつの方で障害者手帳をお持ちでしたけれども、この陳情書を見ますと、障害者手帳がないから学童保育に入れられないようなこともおっしゃってますし、

隣の京都府や兵庫県ではちゃんとそういった発達障害でも手帳をもらっていると言われているわけで、奈良県の場合は、陳情書を書かないとしてもらえないのかと思って、例えばこれは国の仕事かわからないですけど、発達障害者の雇用開発助成金があって、これはアスペルガー手帳を持っている人はもらえるし、それから、手帳を持っていない人は名前を変えて、手帳のない人は発達障害者雇用開発助成金が出る。手帳のある人は特定求職者雇用開発助成金が出て、この手帳のない人というのは、いわゆる病院でそういった診断を受けている場合に、手帳がなくてもそういう補助金が受けれるようになった。この陳情書を見たら、上牧町の例ですけど、手帳がないために学童保育に入れてもらえないと言っておられる。これを入れなさいと県から言うわけにいかないのかも知れないけれど、県はそれだったら手帳を出してあげるとかできませんか。今手帳がないから受け入れないというところには、特別加配をして県で見ると入れてあげてくれとかいうようなことをやっていただきたいと思います。こういう労働組合、雇用分野に比べて福祉がおくれているように、これだけ見たら思えるのですけれど、この点について対応をお願いしたいと思います。お答えをお願いします。

それから、最後に、アスベストの説明を受けました。非常にいろいろと難しい問題もありますが、県立三室病院で受診している人は県立奈良病院から比べると県立三室病院95人、奈良医療センターは147人と、県立三室病院は、奈良医療センターを除くと一番患者数は多いように思いますが。この県立三室病院にアスベスト外来というか、呼吸器内科というのがいいのか、患者があんまりないのにこういうものを置いても、やはり財政的な負担にもなりますので、その点について県はどのようなお考えをお持ちなのか、聞かせてほしいと思います。以上です。

**○岸岡こども家庭課長** 梶川委員から児童虐待について、県民への啓発を推進するためにポスターを張るなど、キャンペーン、県民運動をしてはどうかというご質問をいただきました。

児童虐待の対応につきましては、県民全体で取り組むことが重要でありまして、今回の報告書につきましても、先ほど西岡こども・女性局長が報告いたしましたように、7月の11日に県の社会福祉総合センターで市町村、あるいは保育所、それから学校などの関係機関の職員を集めまして、検討会の加藤委員長を講師でお招きをしまして、提言の内容につきまして市町村の対応の強化でありますとか、啓発につきまして研修をしていきたいと考えております。

それから、啓発のキャンペーンですが、検討会の検討結果の報告書の中の提言にもございましたように、広く県民でありますとか、事業所に対しまして通告義務など、児童虐待防止の趣旨を継続的に啓発する必要があるという提言がございまして、そういう認識をしております。

県での事業の取り組みなのですが、検討会が昨年度の3月から開催されておまして、昨年度に早急に県の施策に反映させるものについては、あらかじめ問題点とか課題を指摘されておりました。それで、今年度の当初予算の中でも、県独自で取り組むもの、あるいは近畿とか政令市と共同で取り組む広報啓発の活動を予算化しております。

まず、近畿府県、政令市で共同で取り組む啓発といたしましては、夏休み中に児童虐待防止、それから児童虐待防止推進月間というのが11月なのですが、この期間につきまして、民放のテレビCM、民法4社のテレビCMを放送することとしております。また、11月には全国紙5紙に全面広告を実施する予定にしております。

それから、県独自の啓発活動といたしましては、8月と11月に近鉄でありますとか、JR西日本、それから奈良交通バスにおきまして、車内広告でありますとか、駅にポスターを掲示をしたいと考えております。また、7月の下旬からは、奈良テレビでCMの放送などを実施することとしております。さらに、県内の医療機関を中心とする事業所を個別に訪問いたしまして、ポスターでありますとかオレンジリボンキャンペーンへの協賛証の掲示を依頼するなどによりまして、事業所への来客者、従業員双方に啓発をしてみたいと考えております。

また、市町村におきましても、11月を中心にオレンジリボンキャンペーンを実施しておりますが、これにつきましても引き続き今年度もやっていきたいと考えております。

今後とも県民、あるいは事業所に対して効果的な啓発を実施してみたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

**○土井障害福祉課長** 発達障害者の療育手帳の発行条件の見直しの陳情書にかかわってのご質問をいただきました。

まず、発達障害者が障害者手帳がなくても福祉のサービスを受けることはできないのかということについてでございます。発達障害者が児童デイサービス等の障害福祉サービスを利用したいときには、療育手帳を取得していない場合でも医師の診断書等により発達障害であることが確認できれば、障害福祉サービスを利用できることになっております。この点をより明確にするため、平成22年12月の自立支援法の一部改正におきまして、発

達障害者が障害者の範囲に含まれることが法律上明示され、障害福祉サービスをより受けやすくなったところでございます。

次に、療育手帳制度についてでございますが、この制度は知的障害児及び知的障害者に対して一貫した指導、相談等が行われるようにすることを目的といたしまして、昭和48年厚生事務次官通知により各都道府県で要綱等により実施されている制度でございます。交付対象者は児童相談所、または知的障害者更正相談所において知的障害であると判定をされた者とされているところでございます。

一部の県で知的レベルが境界線級の発達障害児（者）に療育手帳を交付しているところもあると聞いておりますが、知的障害と発達障害が重複する場合は療育手帳の対象となるわけですが、知的障害がない場合には、医師の診断により精神保健福祉手帳の対象とすることがふさわしいと考えているところでございます。

いずれにしましても、今後、同様の事例や相談があった際には、精神保健福祉手帳に関する周知、助言を含めまして、個々にきめ細かな対応を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○中川医療管理課長** 県立三室病院についてのお尋ねでございます。

委員もいつもご指摘いただいておりますように、県立三室病院周辺は、先ほど武末医療政策部長から少し調査結果の説明もさせていただきましたけれども、石綿の住民被害の多い地域ということで、県立三室病院のある地域性も踏まえまして、石綿の専門的な診療のできる呼吸器専門の医師をぜひ配置をしたいと考えております。

このことから、できれば常勤医師を配置をしたいと、あるいは早期に医師が配置できるようであれば、週に1回、あるいは2回ということで外来の診療ができる非常勤医師の配置も含めまして、今後は呼吸器内科の専門の医師の確保ということに努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○梶川委員** 虐待キャンペーンについてはわかりました。年中ではなく、今月は何々キャンペーンですという形で行って、期間をあけてまた行うというような工夫をしていただいて、効果的に実施していただくようお願いいたします。

それから、発達障害の件、土井障害福祉課長の答弁を聞いて、例えば今具体的な上牧町のような事例は、これは病院へ行ってもらえるようにできますというような、原稿なしでそういう答弁してほしいです。これは救済されるのか、されるようにするのか。それと手帳については、それは我々政党に属している人もいるから政党を通じていろんな意見も言わ



なければいけないけれども、行政サイドでも言ってほしい。例えば僕が今回の話を聞いた人はアスペルガーです。うつがあるといても、躁うつはそんないつも出ているわけではないから、聞けば大学院中退後、役所に入って、そこをアスペルガーでやめられたけれど、話してたら全く何の障害もないのです。だけれどその人は手帳をもらったけれど、例えばその人が職業につこうと思って職業訓練所へ行ったら、ボールペンをばらして、それをまた組み立てるといふ、知的障害者の訓練だと思いたが。この人はそんな訓練が何の将来の就職に役に立つのでしょうか。しかし、訓練手当も出るから、その人はしています。それらを聞いたら、非常にいろんな面で谷間にある障害かと思っていますので、担当者会議のときに、何かできるような、手帳を出せるようにするとか、何かいろいろ研究をしてほしいと思います。

今の質問はこの上牧町の例は解消されるのかされないのか説明して、答弁してほしい。以上です。

**○寺田健康福祉部次長** 谷間の障害者の件でご質問をいただいたと思います。

自立支援法の導入のときもそうだったのですけれども、たとえどう制度をとろうと、やはりそこから漏れるといいますか、谷間のそういう障害の方々はその都度やはり問題になるということで、今までそれをいろいろサービスをつくっていただくためにいろんな工夫をしてきた、制度的には解決してきたところでございます。

今、委員からご質問いただいたこの方の件に関しましても、やはり個別にこの方にサービス受けていただくためにどういうことができるか。現行の制度の中でどういうことができるか、あるいは制度の中でできなかつたらどういうふうに変えていくかというような観点から今後対応していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

**○梶川委員** 例えばこれを見ていると、確かに兵庫県は障害者手帳が割ととりやすいの以前に、どうせ行かんなんというのいろいろ話す人もあったのですけれども。これは県の判断で出したり出さなかったり、谷間にあるから谷間を救う県もあれば、救わない県もあるわけです。救えるのですか、救えるようにしてあげてほしいそこだけです。

**○寺田健康福祉部次長** 療育手帳に関しましては、先ほどちょっと答弁させていただきましたように、知的障害であると判定された者という形で要綱がそうなっております。ただ、療育手帳に関しましては、法律ではなくて要綱で制定されているということで、都道府県によってそれぞれ若干の、例えば広げたりとかそういうことをしているところもあるというふうに県では把握しているところでございます。

それも今、ご指摘いただいた点も、前に発達障害についてもこの点が問題になったことがございまして、一たん子ども家庭相談センターと知的障害者更正相談所といろいろ検討したことあるのですけれども、再度この点については、また検討させていただきたいと思っております。

○梶川委員 わかりました。ぜひお願いいたします。終わります。

○除委員 きのう、残念なことに、熱中症で大和高田市の89歳の女性が亡くなられました。熱中症対策ということで、県としての対策をお伺いしたいと思います。

今、福島原発事故以降、国民すべて一人一人が節電という意識を持っておりますので、ここ数年熱中症で亡くなる方がふえている中で、特にことしはそういった意識も加えまして、熱中症対策をしっかりとしていかなければいけないと思っておりますので、これの対策についてお伺いをしたいと思います。

○吉本保健予防課長 除委員から熱中症についての対策ということで、これは県庁を上げて危機管理の観点からそこを中心といたしまして、医療面では我々保健予防課、それから各いろんな庁内上げて対策をとろうということで、実は県庁でも6月の中盤に熱中症対策庁内連絡会を立ち上げて、これは昨年も立ち上げておりますけれども、ことしは特にメンバーも新たに国の、奈良労働局の参加もいただきまして。それから、環境政策課、特に環境面ということが重要でございますので、その参加も加えまして連絡会をいたしました。そこで、それぞれの取り組み方を協議いたしまして、まず、すぐにやろうということで取り組みをしております。

まず、1枚目は一番大事な周知・啓発ということで、県のホームページにございますので、トップページの方で注目のキーワードということで熱中症とトップページあげましたらすぐに熱中症が出てくるという形で注意を呼びかけよう。

それから、また今まだできてませんが、環境の方面でも、節電の呼びかけを、節電はことし特に言っておりますけれども、そういうことしますと節電して逆に熱中症ということになりますので、あわせて熱中症にも注意しなければいけないということの、注意を呼びかけた形で環境のホームページにも載せるということも実施いたしました。

それから、各関係課からいろんな学校、あるいは福祉、特に高齢者の問題がございますので、いろんなところのそれぞれできるところについての周知を図ろうということで、代表して説明申し上げますが、その中では、例えば学校関係でありますと、市町村教育委員会を通じまして市町村立の幼稚園、あるいは小・中・高、かなり数ございますが、あわせ

て500近くありますが、これに対して周知を行うと。

それから、県立の高等学校、特別支援学校についても教育委員会から、特に学校体育行事がごございますので、体育必携に熱中症に関する注意事項を記載しようということ。これは4月からずっと引き続きやっておるようですけれども、これを改めて5月、6月というふうに続けて注意喚起を行うと。

それから、私立幼稚園、小・中・高についても、これも県教委と連携して同じように学校体育の担当者会議で熱中症についての注意喚起を、これは5月の20日はもう行われておるようですけれども、6月にまた注意を行うように、学校関係はしております。

それから、スポーツ関係団体におきましても、奈良県体育協会の加盟の73団体を通じまして、スポーツする際には特に体が元気であっても熱中症については注意をはらうということをございました。

あと、NPOの関係レクリエーション団体等々にも同じような注意をしております。

それから、特に先ほど申し上げましたですけれども、高齢者の方が非常にやっぱり危ないということがございますので、高齢者の関係団体、高齢者施設ということで、これは福祉の方からも答えをいただいておりますけれども、老人クラブ連合会、あるいは健やか奈良支援財団を通じまして、環境省から啓発のチラシが来ており、3,000枚を配布しておりますけれども、あと、各老人保健の施設、協議会であるとか、あるいは医療の協議会等々を通じて周知を図る、そのほか、施設につきましては、各老人ホーム関係につきましても合わせて150施設がございますが、周知を図ります。

あと、県営住宅についても、特にこういう関係、去年も冷房装置の話の要望があったようですけれども、県営住宅についても管理者を通じて入居者に対して県作成の注意喚起を呼びかけるということ等々をしております。

あと、メールマガジンの配信を地域包括支援センターと委託元の市町村を通じて行うとか、あるいは、いろんな取り組みをして、特に環境省では熱中症予防ということで、暑さ指数というものをWBGTと略しておりますけれども、毎日次の日、あるいはその1週間の予報をしておりますけれども、雲の関係も周知して、事前にあすならどういいう危険かというようなことも、そういうことも周知しようということで、特に高齢者の呼びかけを認めるということにしておりますけれども、残念なことに昨日、自宅で89歳の女性の方が、寝たきりではなかったですか、その方が朝からお亡くなりになりました。

ということで、今後もまだまだ体がなれていない暑さですので、また違った啓発も私の

方としては考えております。以上でございます。

**○除委員** 今、吉本保健予防課長の方から広範囲にわたる熱中症への注意の呼びかけということで、昨日、報道資料として発表されております。その昨日に亡くなられたということで、大変残念なことでございます。

一方で厚生労働省が地域の高齢者等に対する熱中症対策の事例についてということでアンケートを求めているところ、その結果、99の自治体から回答があったということで、ホームページに載っております。例えば訪問による地域の高齢者、今おっしゃった中には地域の高齢者の方々への対応をどうするかというのがなかったように思いますけれども…（発言する者あり）では、聞かせていただきます。地域の高齢者に対する対応、課が違うのですね。

**○増田長寿社会課長** 済みません。先ほど吉本保健予防課長の方からご説明させていただいた中に、老人クラブの活動の中にこういう形でチラシ等をお配りをさせていただいて行っていただくと。あと、地域包括支援センターにメールマガジンで地域の高齢者の方からいろいろご相談を受ける機関でございますので、そういうようなところでも注意喚起をしていただくということでございますが、老人クラブというのは当然ふだんから地域の見守り等で友愛訪問という形で個別に、特にひとり暮らしの高齢者のお宅であるとか、訪問していただいておりますので、そのような活動の中で今回の熱中症予防のことについても、余り節電を意識することなく、やはり暑いときにはエアコンを入れていただくという呼びかけをしていただく形で地域の高齢者の方にも周知を図っていきたいと考えております。以上でございます。

**○除委員** 要は、一人一人地域にいらっしゃる高齢者に対して声かけなど、そういったことが届くかどうか、そういった体制をしっかりとできるように、そこまで見守っていただきたい、お一人お一人への訪問、また声かけ、そしてまたいろんな適切なアドバイス、それを訪問していただく方も大変ですが、繰り返し訪問していただくというのは大事ではないかと思っておりますので。老人会関係もございましょうし、民生委員さんもいらっしゃいますので、こういった方にしっかりと訪問していただくようにという促し、また取り組みをしっかりと県からお願いをしたいと思っておりますのでございます。

この熱中症、毎年奈良県でも亡くなっていらっしゃいます。平成19年度で3名、平成20年度で5名、平成21年度ではゼロでございました。平成22年度で7名ということで、毎年熱中症死亡者数、このように奈良県でもいらっしゃるということでございますの

で、既に1名亡くなりましたが、本当に今後は一切なしということで、亡くなる人なしということでしっかりと取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

救急搬送についても、昨年の例を見ますと7月から9月で搬送者数が744名、1日当たり8.1名、また7月中の搬送になりますと243名、8月中が392名、9月中が109名で、相当な方が熱中症疑いで救急搬送されるケースが出てくるかと思しますので、救急車で運ばれる前の事前の予防対策をしっかりと行っていただきますことをお願いを申し上げます。

先ほどちょっと申し上げましたが、厚生労働省のさっきの照会についても、奈良県はここには回答が出ていないのですけれども、どこが所管かわかりませんが、必ずしも出さなければいけないというものではございませんが、しかし事前にしっかりとこういった照会に対しても対応ができるように、危機管理の一つとして対応をしっかりとしていただきたいということをお願いを申し上げて終わりいたします。

○高柳委員長 ほかになければ、これで質疑を終わりたいと思います。

次に、委員長報告ついてであります。正副委員長に一任を願いますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって、本日の委員会を終わります。